平成２３年（フ）第３５４２号
大阪市住吉区住吉１丁目10番39号
債務者　平川　　彰
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５６８号
大阪市西淀川区中島１丁目23番28号
債務者　田中奈名子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２５号
大阪府東大阪市吉田下島24番14号
債務者　築田　恒夫
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７３３号
大阪市西淀川区佃２丁目13番19―1002号
債務者　河村　　健
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７３５号
大阪府八尾市跡部本町３丁目４番14号
債務者　呉宮正国こと　呉　　正國
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７４２号
大阪府東大阪市五条町５番５号
債務者　山上　健司
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７６１号
大阪市大正区泉尾７丁目13番２―802号
債務者　上野　　薫
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７７８号
大阪市北区大淀中４丁目11番９号
債務者　越塚　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８２３号
大阪府豊中市熊野町２丁目４番10号
債務者　飯田　敬二
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８４６号
大阪市平野区平野東４丁目４番12号　新栄建設第２ビル505号室
債務者　中山みどり（旧姓大嶺）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８６９号
大阪市城東区今福西２丁目11番２号
債務者　大谷祥智乃
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８７３号
大阪府高槻市野田３丁目13番19号
債務者　白木　勝美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８７９号
大阪府東大阪市横小路町５丁目２番15号　パストラルＹ．Ｔ―302号
債務者　五十木成江
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９０８号
大阪市鶴見区諸口１丁目10番12―304号
債務者　鈴木　照子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９３６号
大阪府寝屋川市高柳２丁目38番３号
債務者　杉本　眞治
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６９号
大阪府高槻市竹の内町35番６号
債務者　吉永　信治
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９８０号
大阪市淀川区宮原１丁目７番14―705号、住民票上の住所山口県下関市川中豊町７丁目13番２号
債務者　松本　　豊
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９８３号
大阪市港区田中３丁目１番130号　大阪市立第２港晴寮
債務者　山田　勝弘
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部